しあわせのき

地域密着型通所介護事業・第１号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）

運営規程

(事業の目的)

第１条　事業目的は、次のとおりとする。

株式会社どらせなが設置するしあわせのき（以下「事業所」という。)において実施する地域密着型通所介護事業、及び第 1 号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護者、要支援者または事業対象者（以下、「要介護者等」という）にある利用者に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第２条　運営方針は、次のとおりとする。

１　事業所の従業者は、利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族負担を軽減することを目標に，利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、入浴・排泄・食事等の介助等を行うとともに、機能訓練を実施する。また、利用者の家族に対し介護方法の指導を実施する。

２　事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域包括支援センター、老人介護支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と連携に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称)

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　　しあわせのき

所在地　　横浜市港北区師岡町 536 番地１

(職員の職種、員数及び職務内容)

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　１名　（常勤兼務１名）

管理者は、業務の管理を一元的に行う。

２　生活相談員　４名　（常勤兼務１名、非常勤兼務３名）

生活相談員は、利用者および利用者家族からの相談業務を主たる仕事とし、事業所に対する指定通所介護の利用申込みに係る調整の補助、通所介護計画作成の補助等行う。

３　介護職員　（非常勤兼務 5 名）

介護職員は、入浴，排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。

４　機能訓練指導員　２名　（非常勤兼務２名）

機能訓練指導員は、指定通所介護における機能訓練プログラムを作成するとともに、利用者に対する機能訓練を行う。また、他の職員に対し必要な技術指導等を行う。

(業務日及び業務時間)

第５条　事業所業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

１　業務日は月曜日から土曜日までとする。祝日はサービスを行う。（１２月２９日から１月３日までは除く）

２　業務時間は午前９時１５分から午後５時１５分までとする。ただしサービス提供時間は、午前９時４０分から午後３時５０分までとする。

(指定地域密着型通所介護事業の内容及び利用料等)

第６条　指定地域密着型通所介護事業の内容及び利用料は、次のとおりとする。

１　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、詳細は料金表のとおりとする。

① 生活指導(相談援助等)
② 機能訓練(日常動作訓練)
③ 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等のサービス)
④ 介護方法の指導(家族介護者教室)
⑤ 健康状態の確認
⑥ 送迎
⑦ 給食
⑧ 入浴

２　食事の提供については、１回につき食事提供費として料金表のとおり徴収する。

３　紙パンツ代等については、利用者の希望により使用の場合は、料金表のとおり徴収する。

４　急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

前々日の１５時半までに連絡がない場合　昼食代相当額

５　第２項、３項、４項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

６　介護保険法等の改正等により、利用料が変わる場合は文書等でお知らせする。

７　教育娯楽費　実費

８　利用料等の支払いは毎月請求書を発行し、金融機関の口座振替設定による自動引き落とし、若しくは利用者による振込をもって領収書発行扱いとする。但し、利用者より別途領収書発行の依頼があった場合は発行する。

９　通常の地域以外の送迎費用は発生しません。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第７条　事業所の利用定員は、１日１３名とする。

(緊急時における対応方法)

第８条　緊急時における対応方法は、次のとおりとする。

1　従業者は指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2　事業所は、指定地域密着型通所介護提供中の非常災害に備え、防災計画を作成するとともに、防災計画に基づき避難訓練を年２回以上実施する。

(衛生管理)

第９条　衛生管理は、次のとおりとする。

事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備する。

(事業実施地域)

第１０条　事業実施地域は、次のとおりとする。

横浜市港北区、横浜市鶴見区、横浜市神奈川区

(サービス提供にあたっての留意事項)

第１１条　サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

1　健康状態の確認により、血圧、体温等が医師等の指定する値より高い場合、入浴サービスの提供を中止することができる。

2　飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合、サービス提供時間中に関わらず、サービス提供を中止することができる。

(地域との連携等)

第１２条　事業所は、横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領に基づき、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

2　運営推進会議は、おおむね６か月に１回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（苦情に対する対応方針）

第１３条　事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2　事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（個人情報の保護）

第１４条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第１５条　その他運営についての留意事項は、次のとおりとする。

１　事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

①　採用時研修　　採用後３か月以内

②　定期研修　　年４回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及びその家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社どらせなと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事故発生時の対応）

第１６条　事業者は利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用家族等に連絡を行うとともに。必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際し採った措置を記録する。その折、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故となった場合は、然るべき損害賠償を行なう。尚、そのための損害賠償保険に加入する。

（非常災害対策）

第１７条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気消防等に関する責任者を定め、消火・通報・避難の訓練を年２回以上定期的に行う。

（虐待の防止）

第１８条　事業者は虐待の発生又はその発生を防止する為、次の各号に定める措置を講じる。

（１）　事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（２）　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規程は、令和８年５月１日から施行する。